

「第429回 判例・事例研究会」

テーマ：パブリシティ権の侵害と不法行為該当性

(東京地裁 令和5年12月11日判決)

1 事案の概要

タレントであるXが、芸能活動に関し専属契約を締結していたYに対し、当該契約が解除されたにもかかわらず、Yがそのホームページ上にXの肖像写真及び氏名等を掲載し続けているとして、

●主位的に肖像権及びパブリシティ権侵害を構成し、不法行為に該当するとして損害賠償金975万7000円を

●予備的に不正競争防止法2条1項1号に掲げる不正競争に該当すると主張して、同法4条に基づき、損害賠償金382万8000円を求めた事案

2 前提事実

(1) タレント・モデルであったXは、平成30年12月5日頃、芸能プロダクションYとの間で専属契約（以下「本件契約」という。）を締結したものの、令和2年8月7日、Yに対し、本件契約を解除した。

(2) 別件訴訟

Yは、Xに対し、本件契約の解除が無効であるとして、本件契約が存続していることの確認等を求める本訴を提起し、これに対してXは、Yに対し、本件契約に基づく未払報酬等の支払を求める反訴を提起したが、令和4年11月29日、上記本訴請求及び反訴請求をいずれも棄却する旨の判決が言い渡された。

Xは、上記判決に対して控訴し、Yは附帯控訴したが、令和5年4月18日、Xが当該控訴を取り下げたため、上記判決は確定した。

(3) Xの肖像写真等の掲載

Yは、解除後である令和2年9月7日以降も、自社のホームページにおいて、Xの肖像写真（以下、「本件写真等」という。）を削除せず、その掲載（本件掲載）を続けた。しかしながら、別件訴訟の判決が令和5年4月18日に確定したことから、Yは、同日、自社のホームページから、本件写真等を削除した。

3 本判決の概要

(1) パブリシティ権侵害の成否

最高裁平成21年（受）第2056号同24年2月2日（いわゆる「ピンク・レディー判決」）に掲げる判断基準にならない、要旨次のとおり判示して、パブリシティ権侵害を否定した。

芸能プロダクションであるYは、Yに所属するタレントを紹介するために、

そのホームページにおいて、XがYに所属する事実を示すとともに、Xに関する人物情報を補足するために、本件写真等を使用したにすぎず、本件写真等は、商品等として使用されるものではなく、商品等の差別化を図るものでもなく、商品等の広告として使用されるものともいえないとしてパブリシティ権侵害を否定した。

□判断基準

肖像は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、みだりに自己の容ぼう等を撮影等されず、又は自己の容ぼう等を撮影等された写真等をみだりに公表されない権利を有すると解するのが相当である（ピンク・レディー判決）。

他方、人の容ぼう等の撮影、公表が正当な表現行為、創作行為等として許されるべき場合もあるというべきである。

そうすると、容ぼう等を無断で撮影、公表等する行為は、

①撮影等された者（以下「被撮影者」という。）の私的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が公共の利害に関する事項ではないとき

②公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が社会通念上受忍すべき限度を超えて被撮影者を侮辱するものであるとき

③公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が公表されることによって社会通念上受忍すべき限度を超えて平穩に日常生活を送る被撮影者の利益を害するおそれがあるとき

など、被撮影者の被る精神的苦痛が社会通念上受忍すべき限度を超える場合に限り、肖像権を侵害するものとして、不法行為法上違法となる。

Yは、所属タレントを紹介するYのホームページにおいて、XがYに所属する事実を示すとともに、Xに関する人物情報を補足するために、本件写真を使用したものである。そして、本件写真の内容は、白色無地の背景において、Xの容ぼうを中心として正面から美しくXを撮影したものであることが認められる。

そうすると、本件写真は、私的領域において撮影されたものではなく、Xを侮辱するものでもなく、平穩に日常生活を送るXの利益を害するものともいえない。

(2)「商品等表示」該当性

不正競争防止法2条1項1号にいう「商品等表示」とは、人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。

Xの氏名又は肖像は、Xを示す人物識別情報であり、本来的に商品又は営業の出所表示機能を有するものではない。そして、Xは、芸能プロダクションであるYに所属する一タレントであったにすぎず、X自身がプロダクション業務等を

行っていた事実を認めるに足りない。そして、本件全証拠をもって、Xの氏名又は肖像が、その人物識別情報を超えて、X自身の営業等を表示する二次的意味を有するものと認めることはできず、まして、Xの氏名及び肖像が、タレントとしてのX自身の知名度とは別に、X自身の営業等を表示するものとして周知であるものとは、明らかに認めるに足りない。よって、同法には反しない。